

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十四条第六号の規定に基づき、遊戯施設の非常止め装置の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件

遊戯施設の非常止め装置の構造方法は、平成十二年建設省告示第 号の別表第一（以下「別表第一」といふ。）の遊戯施設の種類の欄各項に掲げる区分に応じ、定常走行速度及び勾配がそれぞれ同表の定常走行速度の欄及び勾配の欄各項に掲げる数値以下の遊戯施設及び同告示の別表第二の遊戯施設の種類の欄各項に掲げる区分に応じ、定常円周速度及び傾斜角度がそれぞれ同表の定常円周速度の欄及び傾斜角度の欄各項に掲げる数値以下の遊戯施設（別表第一④項に掲げる遊戯施設その他動力の切断、駆動装置の故障等により客席にいる人が危害を受けるおそれのある事故が発生し、又は発生するおそれのない遊戯施設を除く。）について、次に定めるものとする。

- 一 客席部分の走行速度、円周速度及び傾斜角度が、それぞれ通常の走行又は回転における速度又は角度を超えた場合に客席部分を制止する装置を設けること。ただし、動力を切った場合において客席部分が加速せず、かつ、安全に停止する構造のものにあつては、動力を切る装置とすることができる。
- 二 動力が切れた場合又は駆動装置に故障が生じた場合に、加速するか、又は通常の走行又は回転の方向と逆の方向に走行又は回転するおそれがあるものにあつては、加速又は逆の方向への走行又は回転を防止する装置を設けること。
- 三 油圧式の駆動装置による遊戯施設にあつては、次に掲げる装置を設けること。
 - イ 遊戯施設の運転中に油圧が異常に増大した場合に、自動的に作動し、かつ、作動圧力（ポンプからの吐出圧力をいう。）を定格圧力（積載荷重と作用させて連続して使用できる最高圧力をいう。）の
一・二五倍を超えないようにする装置
 - ロ パワーシリンダーで客席部分を支持して昇降させる構造のものにあつては、圧力配管、油圧ゴムホース、ポンプ等が破損した場合に客席部分の急激な降下を防止する装置
- ハ 油温を摂氏五度以上摂氏六十度以下に保つための装置

三 プラシヤー及びパワーシリンダーにあつては、ストロークの離脱を防止する装置

四 一の軌道上一以上の客席部分（複数の客席部分が連結されて走行するものにあつては、これを一の客席部分とみなす。）が同時に走行する遊戯施設にあつては、追突を防止する装置を設けること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。